

筑西市告示第118号

筑西市物価高騰対策商品券事業実施要綱を次のように定める。

令和6年4月18日

筑西市長 須藤 茂

筑西市物価高騰対策商品券事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民や事業者への経済的影響を緩和するとともに、地域における消費喚起を促進し、地域経済の回復を図るため、商品券の購入を希望する者に対して販売を行う筑西市物価高騰対策商品券事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「商品券」とは、市長が定める定率の割増額を付して市が発行し、及び販売を行う物価高騰対策のための商品券をいう。

(事業対象者)

第3条 この要綱により事業を利用することができる者（以下「事業対象者」という。）は、令和6年8月1日において本市の住民基本台帳に記録のある世帯の世帯主とする。

(商品券の額等)

第4条 商品券の1枚当たりの額（以下「額面」という。）は、1,000円又は500円とする。

2 商品券の販売額は、1冊（額面の合計額が7,000円のものを用いる。以下同じ。）当たり2,000円とする。

3 商品券の販売は、一の世帯につき1冊とする。

(商品券の使用の範囲)

第5条 商品券は、事業対象者と第8条に規定する協力店舗等との間における商品券が対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借受け又は役務の提供（第5項各号に掲げるものを除く。以下「特定取引」という。）に限り使用することができる。

2 商品券の使用期間は、令和6年9月2日から令和7年1月31日までの間とする。

3 商品券は、事業対象者及びその属する世帯の世帯員に限り使用することができる。

- 4 事業対象者は、商品券を他に譲渡し、又は売買してはならない。
- 5 商品券は、次の各号のいずれかの物品の購入若しくは借受け又は役務の提供を受けるために使用することができない。

- (1) 不動産
- (2) 金融商品
- (3) たばこ
- (4) 金券、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (5) 医療及び介護並びに処方箋により調剤された医薬品
- (6) 国税、地方税、保険料、負担金、使用料等の公租公課
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務  
（引換券の送付）

第6条 市長は、事業対象者に対し、市長が別に定める事項を記載した購入引換券（以下「引換券」という。）を交付するものとする。

（商品券の販売等）

第7条 事業対象者は、市長が指定する場所において前条の規定により交付を受けた引換券を提出し、市長が適当と認めるときは、商品券を購入することができる。

- 2 販売の期間は、令和6年9月2日から令和6年9月30日までとする。

（協力店舗等の募集、登録等）

第8条 事業に協力する店舗等（以下「協力店舗等」という。）の募集は、市長が別に定める募集に係る要領を公表して行う。

- 2 市長は、前項の募集に係る応募があったときは、当該応募をした店舗等について審査し、適当と認めるときは、協力店舗等として登録を行う。

（協力店舗等の責務）

第9条 協力店舗等は、特定取引において次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 商品券の受取を拒んではならないこと。
- (2) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (3) 市と適切な連携体制を構築すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条第1項の規定による要領に定めること。

（商品券の換金手続）

第10条 市長は、特定取引において使用された商品券の額面の合計額に相当する額を当該特定取

引に係る協力店舗等に支払うものとする。

2 前項の規定による支払（以下「換金」という。）を受けようとする協力店舗等は、換金を受けようとする月の15日又は末日までに特定取引において受け取った商品券を取りまとめ、市長に提出しなければならない。

3 換金の対象となる特定取引は、令和7年1月31日までにあった特定取引とする。

4 協力店舗等は、市長に対し、令和7年2月14日までに換金を申し出なければならない。

（事業の委託）

第11条 市長は、事業の円滑な実施について必要と認めるときは、商工会議所その他の事業を適正に実施できると認める者に事業の実施の一部を委託することができる。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。